

雇用調整助成金の特例措置 9 月末まで延長で最終調整 厚労省

新型コロナの影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金の特例措置について、厚生労働省は 6 月末までとなっていた期限を 9 月末まで 3 か月延長する方向で最終調整を進めています。

雇用調整助成金は、事業主が従業員の雇用を維持した場合に休業手当などの一部を助成する制度で、新型コロナの影響を受けた事業主に対しては、助成金の上限や助成率に特例措置が設けられています。こうした特例措置は 6 月末が期限となっていました。厚生労働省は厳しい雇用情勢が続いているとして、今の内容のまま 9 月末まで 3 か月延長する方向で最終調整を進めており、審議会を開いて最終的な方針を決定することとしています。

コロナ感染による労災申請が 4 倍に 後遺症にも対象を拡大

新型コロナウイルスに関する労災保険の申請数が急増しています。4 月は 8098 件で前年同月の 4 倍を超えました。厚労省が新通達で後遺症にも対象を広げ、企業側の保険料負担を抑制する特例措置なども後押ししたとみられます。労使の知識不足で制度利用が進みにくかった課題が、解消に向かう可能性があります。

厚労省によりますとコロナ関連の労災申請数は 1 月に 582 件でしたが、2 月以降急増。3 月に 5934 件と過去最高を更新し、4 月は初めて 8 千件を超えました。4 月の単月だけで、2021 年度の合計申請数の約 3 分の 1 を占める多さとなっています。

新型コロナに関する労災申請は現在、審査が終わったうち約 99% で保険支給が認められるなど柔軟な対応が進んでいます。例えば同じ事務所に感染者が出た直後に自分も感染した建設業の営業職で、私生活の感染リスクが低いと判断された場合も労災が認められました。

一方で新型コロナが労災の対象になること自体を知らない人も多く、感染状況に比べて申請数が少ない問題があるともいわれています。4 月末までの申請数は累計 3 万 9498 件で、全罹患（りかん）者の約 0.5%にとどまっています。

厚労省は、全国の労働局に向け「コロナ後遺症で療養や休業が必要な場合も労災給付の対象」などとする通達を出し、従来は後遺症の取り扱いに明確な基準がありませんでしたが、事実上、対象を拡大する統一方針を打ち出しました。

令和 3 年の労働災害発生状況が発表されました 厚労省

厚生労働省が発表した令和 3 年の労働災害発生状況によりますと、令和 3 年 1 月から 12 月までの労働災害による死亡者数は 867 人（前年比 65 人・8.1%増）と 4 年ぶりに増加となりました。休業 4 日以上の死傷者数は 149,918 人（前年比 18,762 人・14.3%増）と平成 10 年以降で最多となりました。

なお、十勝管内の令和 3 年の労働災害発生状況について死者数は 4 人で過去最小となりましたが、労災発生件数は前年比 17.1%増の 657 件となりました。



- 菜の花 (安平町) -

◆ ご存知ですか? ◆

【介護休業給付】

介護休業給付は、雇用保険の被保険者で一定の条件を満たす者が、職場復帰を前提として家族を介護するために介護休業を取得した場合に支給される給付金です。介護休業開始日の前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合等に支給されます。

同一の対象家族について、介護休業給付金を受けたことがある場合であっても、要介護状態が異なることにより再び取得した介護休業については、介護休業給付金の対象となります。ただし、この場合は同一家族について受給した介護休業給付金の支給日数の通算が、93日を限度とし、3回までに限り支給されます。

事務所より

新型コロナウイルスが国内で確認されてから2年以上が経ちますが、その間感染予防や対策も進み、関連する情報が周知されることで少しずつ新型コロナウイルスに対する考え方や見方も変わってきていると思います。スポーツの試合やコンサート等でも入場者数を元に戻す動きも多くなり、徐々にイベントごとで活気が戻ってきているように感じます。今年は年末にかけ、カタールで4年に1度のサッカーのワールドカップもあり、盛り上がり期待されます。長引く戦争も憂慮すべき状況ですが、新型コロナウイルスの状況も含め、少しずつ世界全体がいい方向に向かっていくことを望みたいです。

東京商工会議所が行った「2022年度新入社員意識調査」の結果によりますと、就職する会社を選ぶ上で魅力に感じる企業の制度として、「年次有給休暇取得の促進」が1位となり、「時差出勤・フレックスタイム制勤務」が続きました。こういった調査で年次有給休暇の取得促進がトップに来ることは驚きで、それだけ仕事だけではなくプライベートの時間も充実させたいというワークライフバランスの向上が重要視されているともいえます。有給休暇の取得促進は既存社員の定着率向上にも好影響を及ぼしますが、その取得率がクローズアップされる昨今では人材採用の面からも、企業にとって常に考えておくべき事案と言えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

6月1日から労働保険料の概算確定保険料申告の受付が開始されています。弊社の方で労働保険料についての計算を行い、電子申請により労働局に手続を行います。手続完了後に先に保険料の納付書を送らせていただき、その後申請書類をお届け致します。どうぞよろしくお願い致します。(事務組合及び一人親方加入の事業主様につきましてはすでに手続が完了しています)

